

<寄附金控除制度についてのお知らせ>

社会福祉法人 江東区社会福祉協議会

- 1の1 寄附をした個人は確定申告によって次の限度内での所得税法上の寄附金控除（所得控除）が受けられます（所得税法第78条第2項第3号該当）。

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額とその年中の総所得金額等（総所得金額、退職金額、山林所得金額の合計額）の} \\ \text{40\%相当額とのうち、いずれか少ない方の金額} \end{array} \right] - 2,000円$$

仮に、その年分の総所得金額等が800万円の人で30万円を社会福祉法人に寄附した人は29万8千円の寄附金控除が受けられます。税率が20\%の場合は59,600円が減税される可能性があります。

- 1の2 寄附をした個人は確定申告によって次の限度内での所得税法上の税額控除が受けられます（租税特別措置法第41条の18の3該当）。

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額とその年中の総所得金額等（総所得金額、退職金額、山林所得金額の合計額）の40\%相当額とのうち、いずれか少ない方の金額} \end{array} \right] - 2,000円 \left. \vphantom{\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額とその年中の総所得金額等（総所得金額、退職金額、山林所得金額の合計額）の40\%相当額とのうち、いずれか少ない方の金額} \right]} \right\} \times 40\% = \text{控除対象額}$$

控除対象額は、所得税額の25\%を限度。

仮に、その年分の総所得金額等が800万円の人で30万円を社会福祉法人に寄附した人は29万8千円 $\times 0.4 = 119,200$ 円が減税される可能性があります。

（上記1の1、1の2はいずれかの選択になります）

- 2 個人都民税額控除となる場合の限度額は以下のとおりです。

個人都民税控除額＝〔寄附金額（注）－2,000円〕 $\times$ （4\%）に相当する額

- 3 個人江東区（市町村）住民税額控除となる場合の限度額は以下のとおりです。

個人江東区（市町村）民税控除額＝〔寄附金額（注）－2,000円〕 $\times$ （6\%）に相当する額

注：その年中に支出した寄附金の額の合計額とその年中の総所得金額等（総所得金額、退職金額、山林所得金額の合計額）の30\%相当額とのうち、いずれか少ない方の金額

<例>300,000円寄附した場合（寄附金額<総所得金額等の30\%、の場合）

- ①個人都民税額から控除される金額

（寄附金300,000円－適用下限額2,000円） $\times$ 控除率4\%＝11,920円

- ②個人江東区（市町村）民税額から控除される金額

（寄附金300,000円－適用下限額2,000円） $\times$ 控除率6\%＝17,880円

- 4 確定申告書の記載に際しては、所得税に係る寄附金控除欄への記入に加え、「住民税に関する事項」欄中の「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」欄へ寄附金額の記入を漏れなく行ってください。

- 5 所得税については現年分から控除され、住民税は寄附した翌年分から控除されます。

- 6 上記の措置を受けるため確定申告に際して本法人が発行する領収書（1の2の場合は加えて「税額控除に係る証明書」）が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。詳細は、最寄りの税務署、住所地の区市町村にご照会ください。